

第 1 回ゲノム医療実現推進本部（平成 27 年 9 月 7 日） 資料 1

ゲノム医療実現推進本部の設置について

1. 設置趣旨

近年、個々人のゲノム情報を調べて、その結果をもとにより効率的・効果的に疾患の診断、治療、予防を行うゲノム医療の実用化が期待されている。

ゲノム医療の実用化により、効率的かつ質の高い効果的な医療が実現できることから、世界的に取組が推進されているが、我が国では欧米に比べ実用化に向けた取組が出遅れており、実用化を推進する必要がある。

このため、省内にゲノム医療実現推進本部（以下「本部」という。）を設置し、ゲノム医療を実用化するまでの課題の出口を見据え、今後の取組方針などの検討を行う。

2. 構成員

【本部】厚生労働大臣の下に、以下の構成員からなるゲノム医療実現推進本部を設置する。

本部長：厚生労働審議官

本部長代理：大臣官房技術総括審議官

本部員：医政局長

　　健康局長

　　医薬食品局長

　　労働基準局長

　　職業安定局長

　　保険局長

　　政策統括官（社会保障担当）

【幹事会】上記の体制での議論を踏まえた作業を行うため、以下の構成員からなる幹事会を設置する。

幹事長：大臣官房厚生科学課長

幹事：医政局総務課長

医政局地域医療計画課長

医政局医療経営支援課長

医政局医事課長

医政局研究開発振興課長

健康局がん対策・健康増進課長

健康局疾病対策課長

医薬食品局審査管理課長

大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長

保険局医療課長

大臣官房参事官（情報政策担当）

3. 施行期日

平成27年9月7日